

## 福祉サービス施設等、容積緩和適否確認再申請について

平成 19 年 6 月 19 日付け「入札説明書等に関する質問及び回答」の質問 20 番に係る福祉サービス施設等容積率緩和適否の再申請については、次のとおりとします。

### 手続きの流れ

- ア 入札参加希望者が容積率緩和の適否を確認するための提案に係る提案資料等を提出する。  
(郵送は不可。)
- イ 大阪府は、佐竹台連合自治会等及び吹田市に当該提案の容積率緩和の適否を確認する。
- ウ 大阪府は、入札参加希望者に容積率緩和の適否を回答する。

### 提案資料

次のアの申請書を 1 部、イの提案書をホッチキス止めし 35 部、ウの資料を 1 部提出すること。  
なお、提案書は企業名、住所、企業を特定できるマーク(社章)等は記載しないこと。

- ア 申請書 「福祉サービス施設等、容積緩和適否確認申請書」(「様式集」様式 3)による。
- イ 提案書

- ・ 提案する施設の目的、事業内容、面積表(容積率を含む)  
用紙サイズ・枚数：A 3 1 枚  
(地域に寄与する福祉サービス施設であることを明確にすること。)
- ・ 提案する施設の配置図、平面図、パース、イメージ写真等  
用紙サイズ・枚数：A 3 2 枚  
(施設計画がわかる程度で、住民が分かりやすいもの)
- ウ 活用用地内において、高さや壁面後退について、隣接するまちなみへの配慮点(A 4 1 枚)

### 提出期間

平成 19 年 7 月 27 日(金)午後 5 時まで(必着)

### 提出先

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅整備課民活事業グループ

### 回答予定

平成 19 年 8 月 3 日(金)